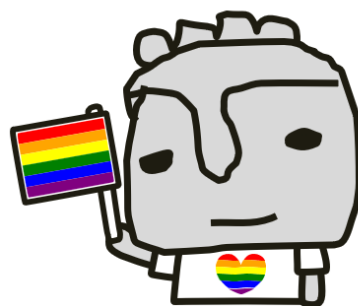


2024(令和6)年度
臼杵市人権・部落差別問題
に関する市民意識調査報告書
ダイジェスト版



2025年(令和7年)3月
臼杵市

はじめに

市民の皆様には、日頃より人権課題の解決に向けた取り組みの推進をはじめ、市政全般にわたり、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

人権とは、人間が生まれながらにして持つ基本的で普遍的な権利であり、すべての人が幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

近年、社会環境はめまぐるしく変化し、情報化の進展に伴うインターネットによる人権侵害、性的少数者（L G B T等）に関する人権侵害など、人権問題が多様化、複雑化しており、国では、プロバイダ責任制限法の改正、L G B T理解増進法の制定など、新たな人権問題に対応するための法整備が進められています。

臼杵市では、2006年（平成18年）に策定した第1次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画で定めた「市民一人ひとりがお互いを尊重し、心と心のつながりを大切にしている、真に豊かでゆとりのある社会の実現」という基本目標を第2次基本計画でも引き継ぎ、部落差別問題（同和問題）をはじめ、様々な人権課題に関する施策を総合的かつ効果的に推進してまいりました。また、2021年（令和3年）3月には、インターネットをめぐる人権問題、性的指向及び性自認に関する人権問題の2つを人権課題に加えて第2次基本計画を改訂し、同年4月に「臼杵市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。さらに昨年10月には、本人の同意なく性的指向等を公表するアウティング行為を禁止する「臼杵市性の多様性の尊重に関する条例」を制定し、性の多様性を認め、人権尊重に関する社会的理解を深める取り組みを積極的に進めています。

本報告書におきましては、「臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例」にもとづいて実施した市民意識調査の結果や分析を掲載しており、今後の部落差別解消の推進及び人権啓発行政における施策の策定及び推進の基礎資料とするものです。

結びに、本調査にご協力いただいた市民の皆様、調査の企画等にご助言いただいた臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会委員の皆様をはじめ関係者の皆様に心からお礼申し上げます。



2025年（令和7年）3月

臼杵市長 **西岡 隆**

調査の目的

人権とは、日本国憲法で保障されている、人が幸せに生きていくための基本的権利です。

私たちの大事な人権について、みなさんがどのような意識を持っているのかを把握し、施策の策定や推進の基礎資料とするため、5年に1度、アンケート調査を行っています。

今回の調査でわかったことについて、概要をお知らせします。

調査の概要

■ 調査時期と手法

2024年(令和6年)8月1日～9月27日

郵送による調査(インターネットでも回答受付を行った。)

■ 調査対象

2024年(令和6年)8月1日現在、

臼杵市在住の18歳以上の市民から2,500人を無作為抽出

■ 回収結果

発送数	回収数	回収率	有効回答数
2,500通	1,210通	48.4%	1,210通

■ 集計にあたって

各設問での構成率の総計については、各項目を四捨五入して算出しているため、総計が必ずしも100%にならないことがあります。

関連する条例

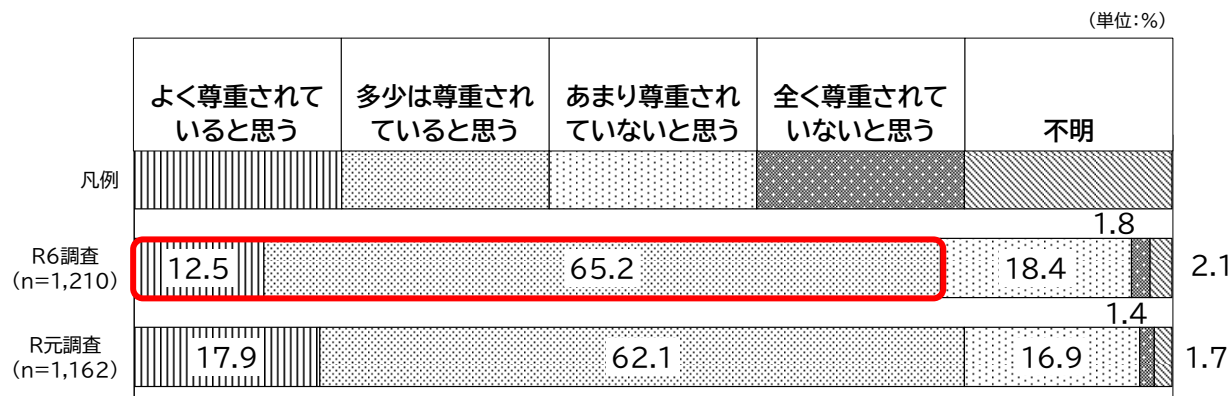
臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例

(2019年(平成31年)3月19日改正)

1. 人権全般について

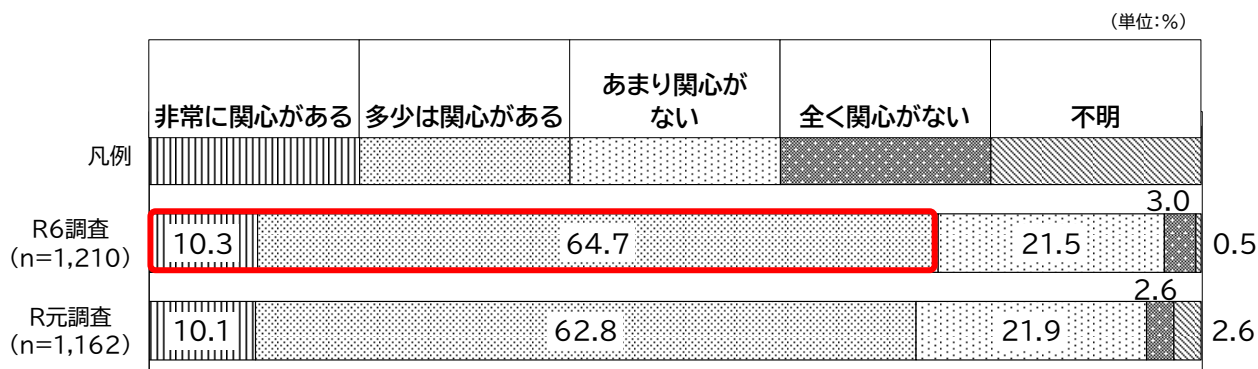
■今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。(問1)

約8割の人が「尊重されていると思う(「よく尊重されていると思う」+「多少は尊重されていると思う」)」と回答しているものの、前回調査よりも割合がやや減少していることがわかりました。



■あなたは人権問題に関心を持っていますか。(問3)

人権について「関心がある(「非常に関心がある」+「多少は関心がある」)」と回答された方は約7割であり、前回同様に高い水準となっています。



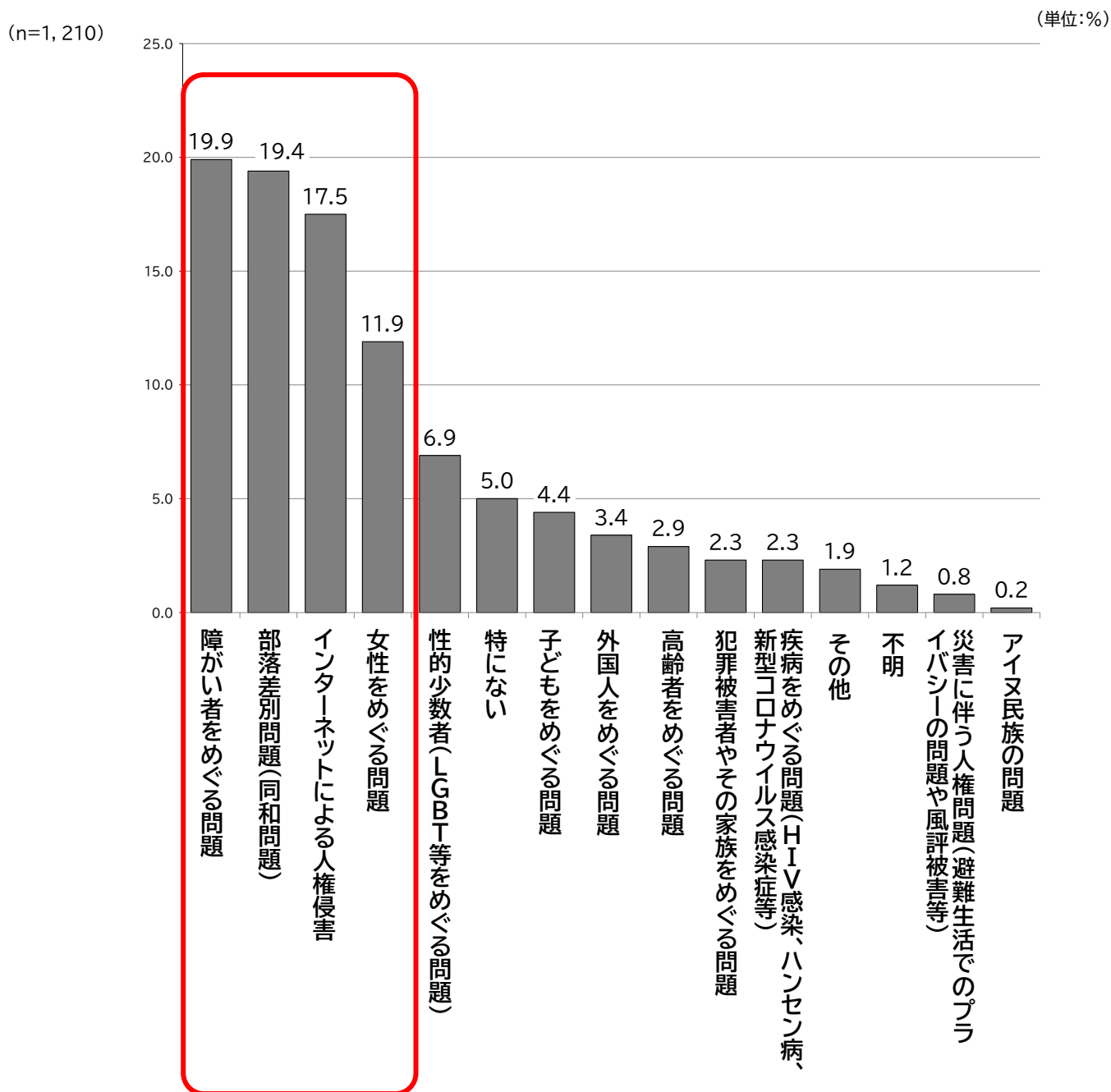
課題

依然として「尊重されていない」「あまり尊重されていないと思う」+「全く尊重されていないと思う」の回答や、「関心がない」「あまり関心がない」+「全く関心がない」の回答割合が一定数存在していることから、人権が尊重される社会をつくるため、人権問題への理解を深めるための教育機会の拡充や啓発活動が求められます。

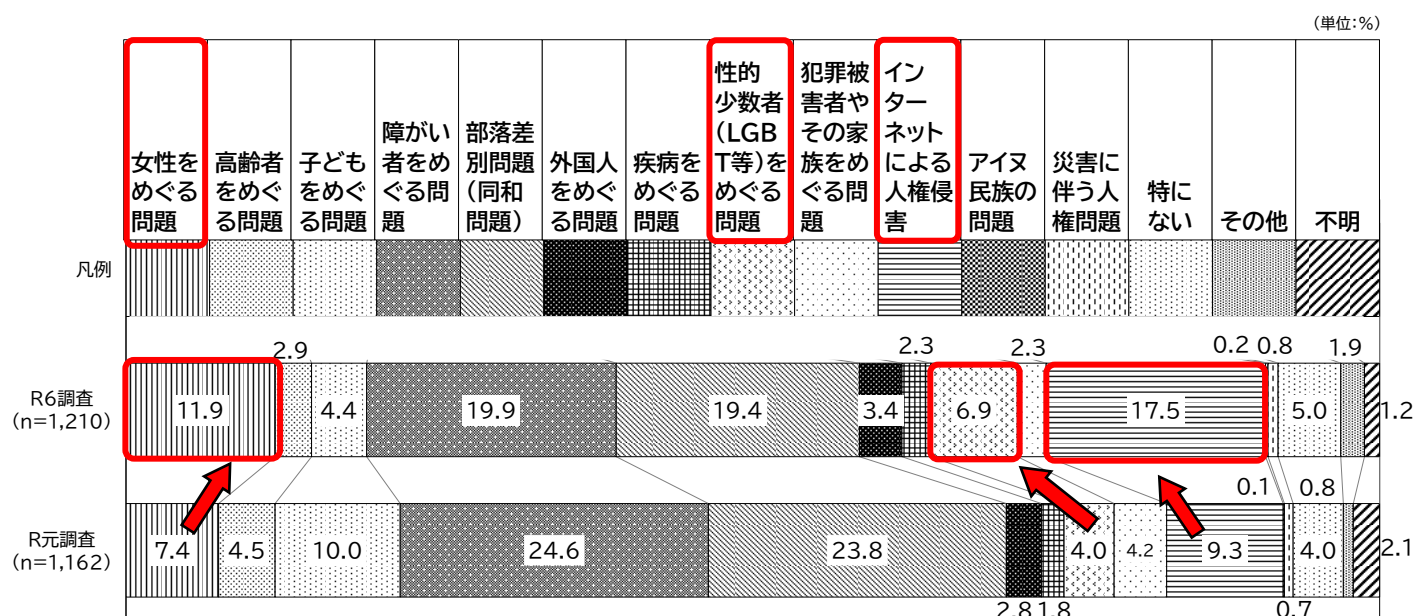


■あなたが人権問題として最初に思い浮かべるものは何ですか。(問4)

「障がい者をめぐる問題」、「部落差別問題(同和問題)」、「インターネットによる人権侵害」、「女性をめぐる問題」、の順に回答割合が高い結果となりました。



前回調査と比較すると、「女性をめぐる問題」「性的少数者(LGBT等)をめぐる問題」「インターネットによる人権侵害」が増加しています。特に「インターネットによる人権侵害」は、8.2%増加しています。



課題

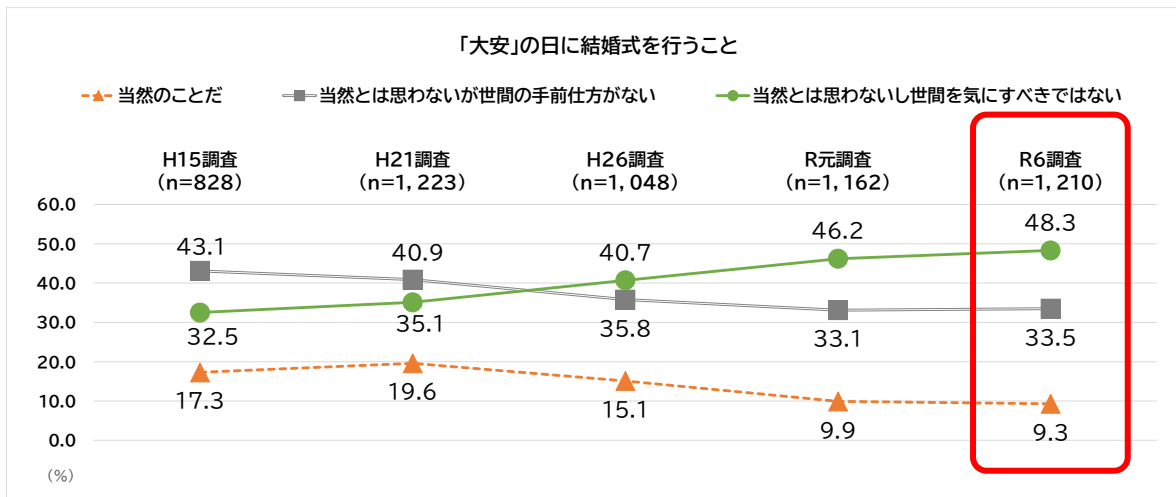
「女性をめぐる問題」や「性的少数者(LGBT等)をめぐる問題」、「インターネットによる人権侵害」が前回調査よりも増加していることから、時代の変化に伴い、変化する人権問題に対し、教育や啓発活動を通じた包括的な人権意識の向上を図ることが重要です。



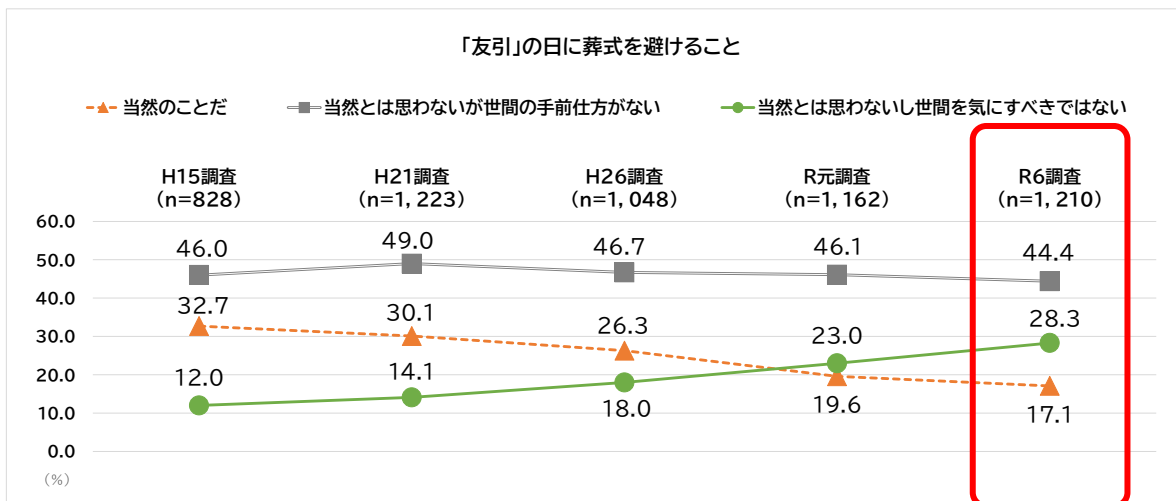
2. 因習や風習についての考え方の移り変わり

■日本にはいろいろな風習がありますが「大安の日に結婚式を行うこと」についてどう思いますか。
(問2-①)

「大安の日に結婚式を行う」と「友引の日に葬儀を避ける」は、前回調査より「当然とは思わないし世間を気にすべきではない」の回答割合が増加しているものの、依然として「当然とは思わないが世間の手前仕方がない」(世間体を気にする)の回答割合が一定数存在しています。



■日本にはいろいろな風習がありますが「友引の日に葬式を避けること」についてどう思いますか。
(問2-②)



課題

未だ因習や風習が根強く存在しています。多様性を尊重する社会を目指すためには、因習や風習にとらわれず、一人ひとりの考え方を尊重し合う気持ちが必要です。

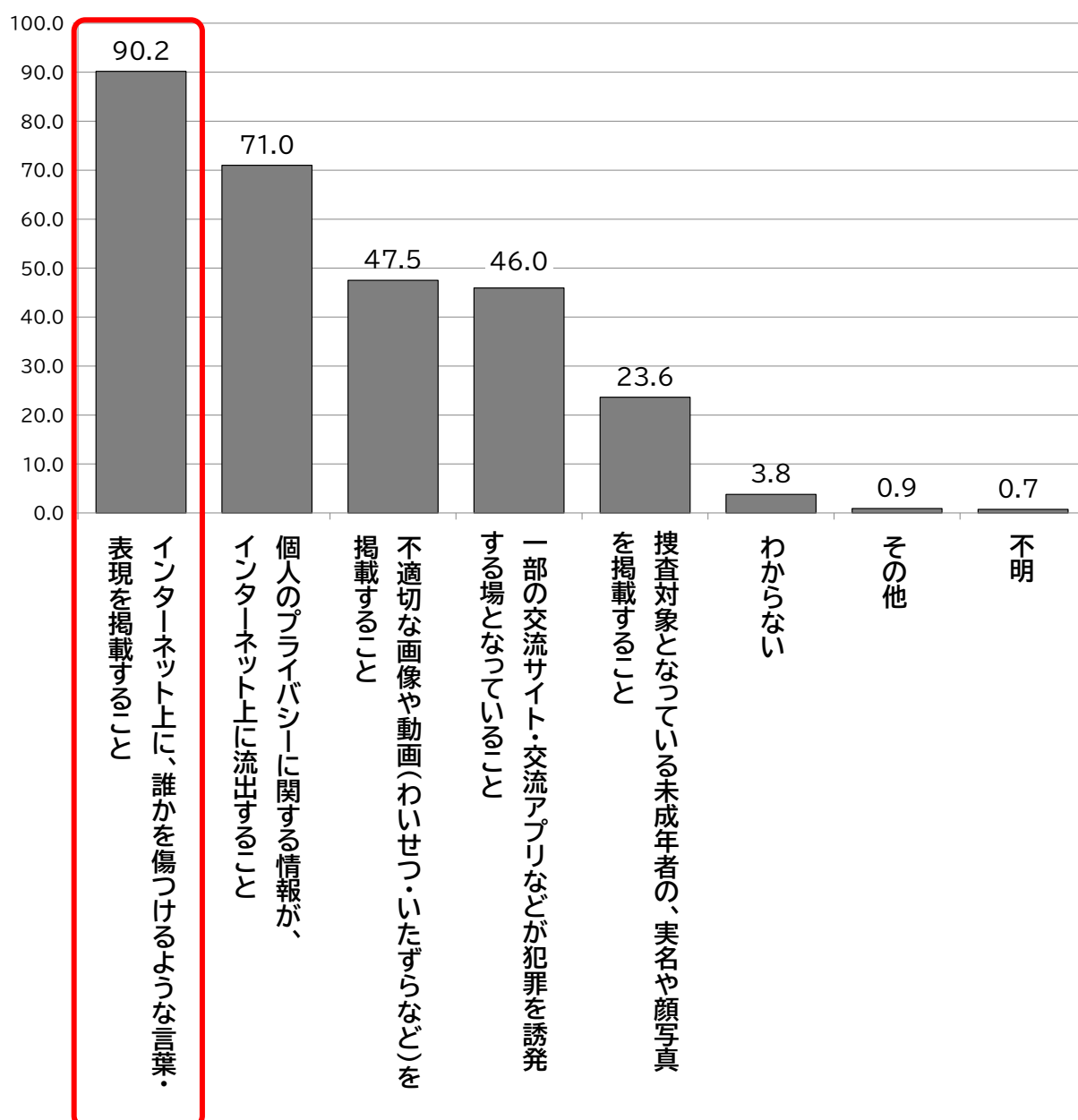
3. インターネットと人権について

■インターネットによる人権侵害の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(問11) ※複数回答

「インターネット上に、誰かを傷つけるような言葉・表現を掲載すること」と回答した人が多い結果となりました。

(n=1, 210)

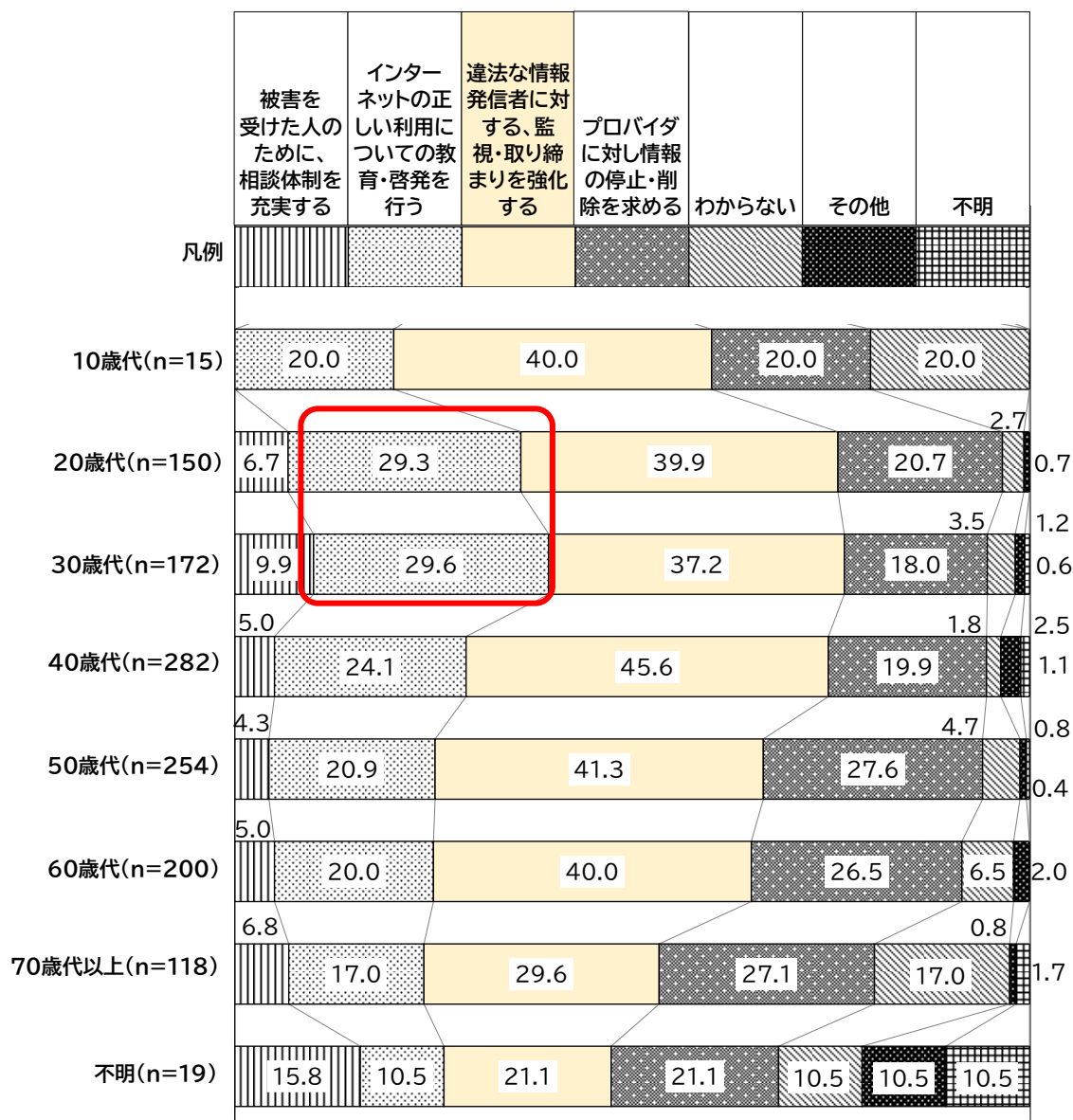
(単位: %)



■インターネットによる人権侵害を防ぐためには、どのような取組が必要だと思いますか。(問12)

どの年代においても「違法な情報発信者に対する、監視・取り締まりを強化する」の回答が最も多く、次いで「インターネットの正しい利用についての教育・啓発を行う」の回答が多い結果となり、20～30歳代の回答者で約3割を占めています。

(単位:%)



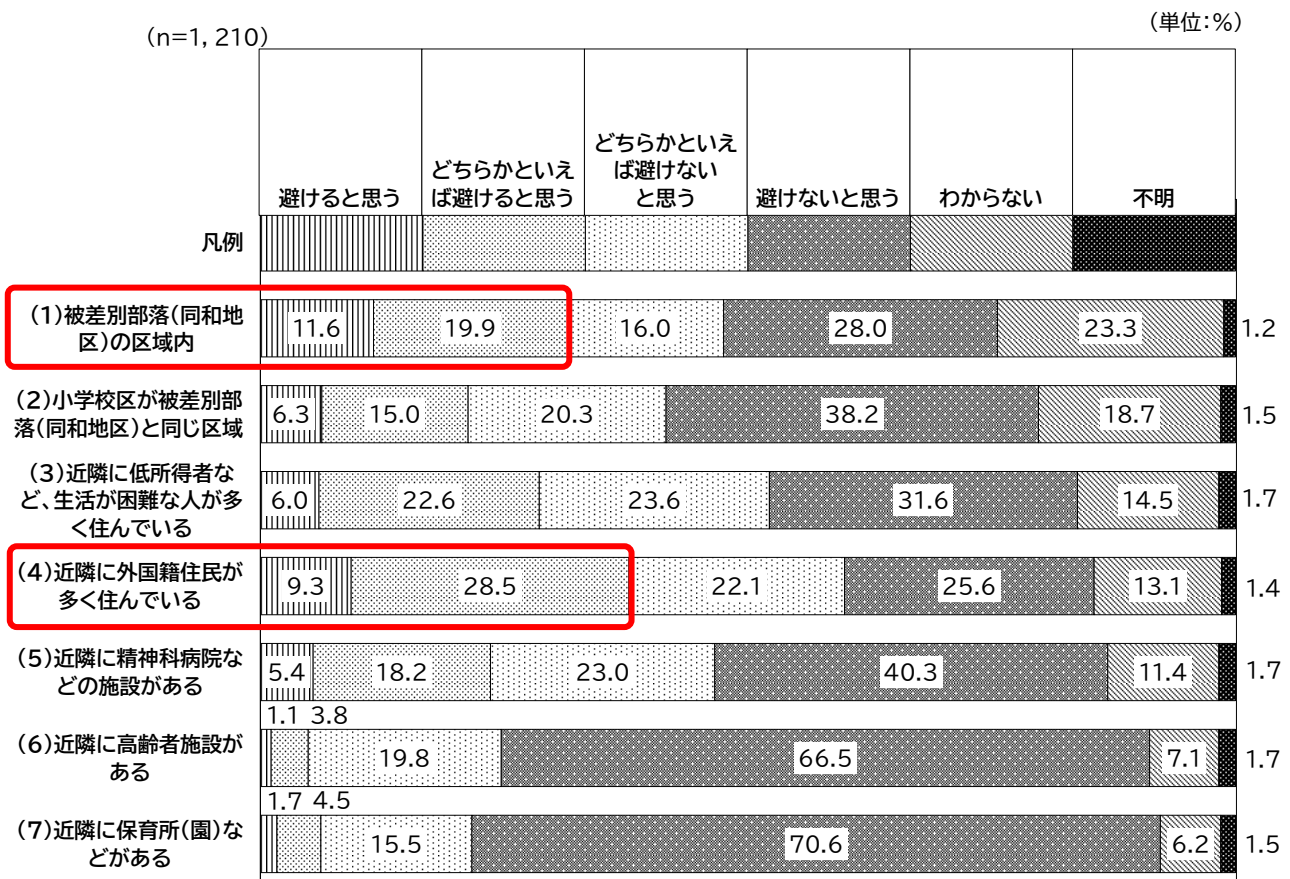
課題

インターネットによる人権侵害について、「誰かを傷つけるような言葉・表現を掲載すること」が大きな問題として認識されており、誹謗中傷や不適切な投稿が、社会全体の問題として認識されています。個々の利用者が、適切にインターネットを利用するための教育・啓発活動が求められます。

4. 部落差別問題(同和問題)について

■あなたは、住宅を購入する、アパートを借りるなど不動産を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望に沿っていても、(1)～(7)の条件により、避けることがありますか。(問5)

「近隣に外国籍住民が多く住んでいる」地域を「避ける」と回答した人が多く、次いで「被差別部落(同和地区)の区域内である」地域を「避ける」と回答した人が多い結果となりました。



課題

外国籍住民が多く住んでいる区域や被差別部落(同和地区)の区域を避ける傾向が高く、差別意識が残っていることから、教育機関や職場における人権教育・人権啓発活動の強化を通じて、歴史的背景を理解し、誰もが大切にされる社会を目指す取組が必要となります。



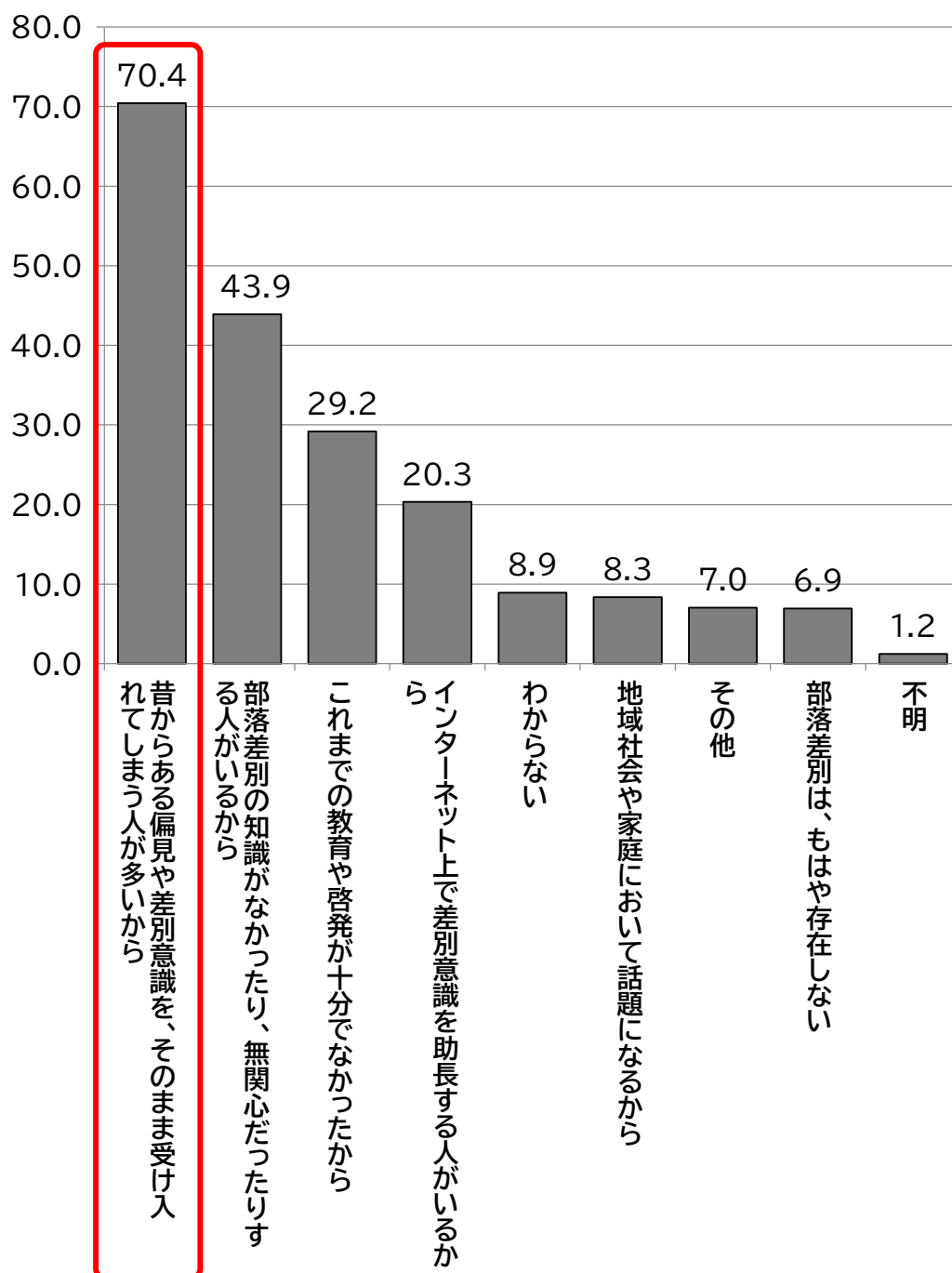
■部落差別問題(同和問題)が今日まで残されてきたのは、なぜだと思いますか。(問19)

※複数回答

「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」と回答した人が多く、次いで、「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」と回答した人が多い結果となりました。

(n=1, 210)

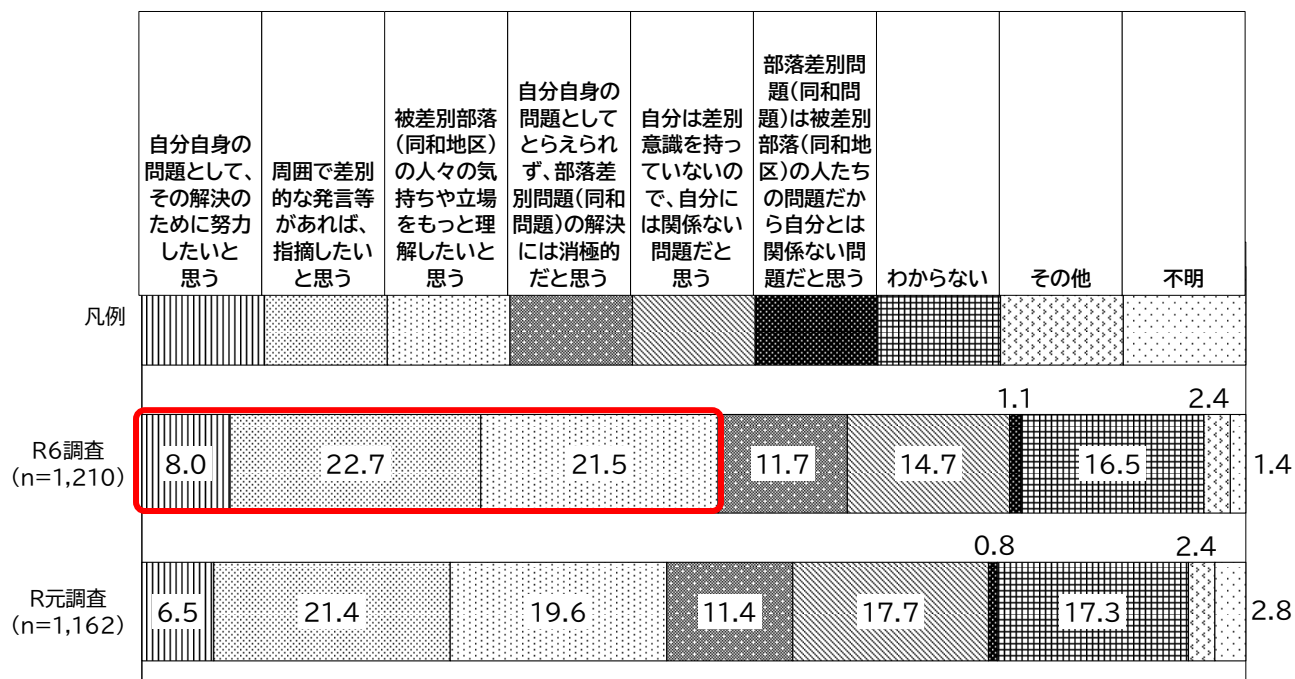
(単位: %)



■部落差別問題(同和問題)とあなた自身とのかかわりについて、あなたの考えに近いものはどれですか。(問20)

「自分自身の問題として、その解決のために努力したいと思う」「周囲で差別的な発言等があれば、指摘したいと思う」「被差別部落(同和地区)の人々の気持ちや立場をもっと理解したいと思う」と回答した人が増加しており、部落差別問題(同和問題)を自分ごととして捉えている人が増加していることがわかりました。

(単位:%)



課題

「周囲で差別的な発言があれば指摘したい」「もっと理解したい」と考える人が増加するなど、意識向上の動きもみられますが、依然として「わからない」とする回答も一定数存在しています。

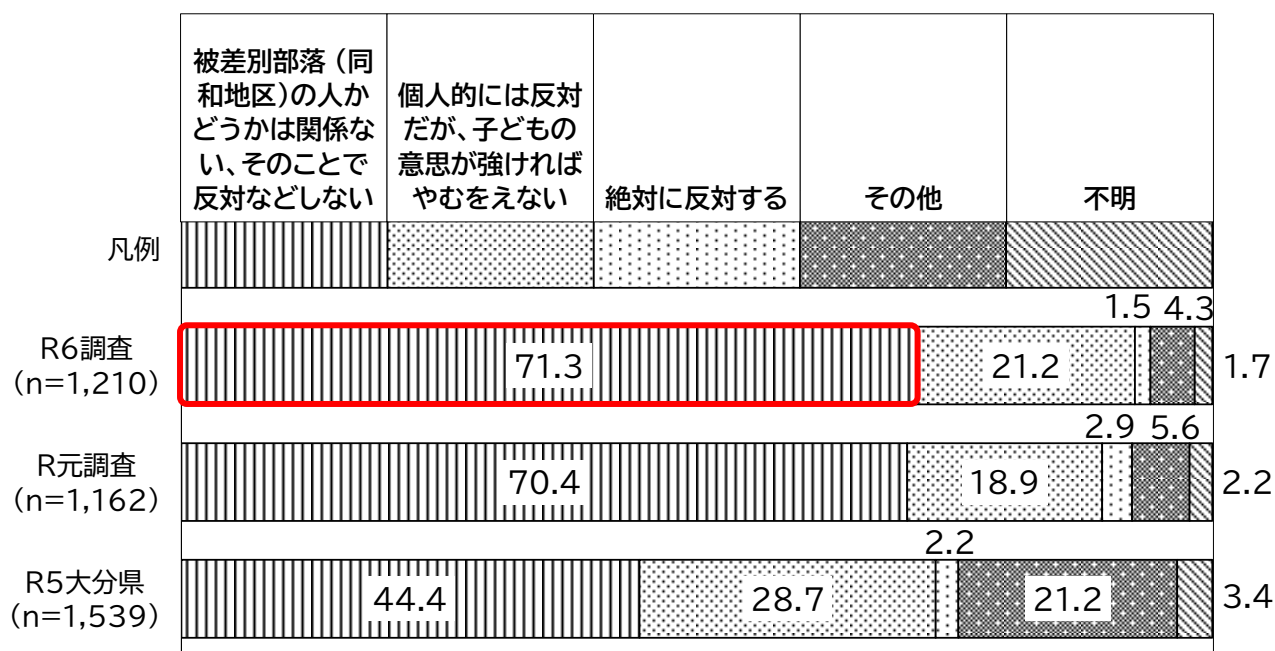
一人ひとりの当事者意識の醸成が求められます。



■もしも、あなたのお子さんが被差別部落(同和地区)の人と結婚するとした場合、あなたはどのように
 と思いますか。お子さんがいない方も、いるものと仮定してお答えください。(問17)

「被差別部落(同和地区)の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない」と回答した割合が前回調査よりも増加しており、大分県調査よりも約30%高い結果となりました。

(単位:%)



※R5大分県調査における「わからない」は、「その他」に充てています。

課題

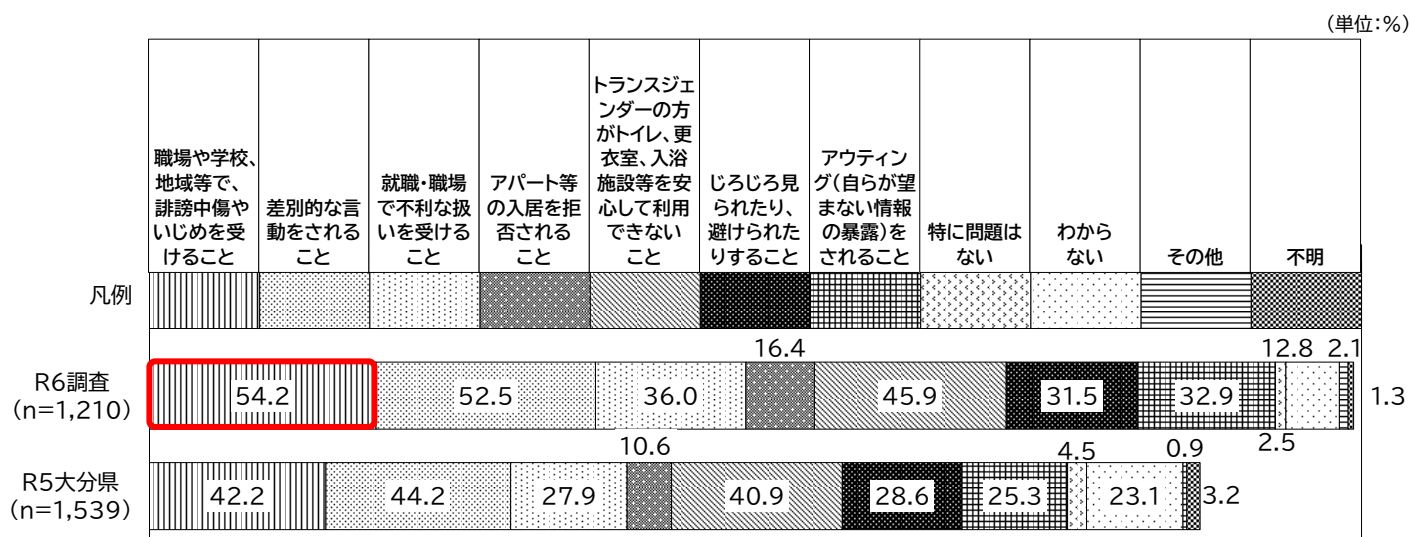
結婚に関する差別意識は約2割が反対の意向を示しており、前回調査から大きな変化がみられないことから、今もなお差別意識が残っていると考えられるため、一層の啓発を進めていく必要があります。



5. 性的少数者(LGBT等)の人権について

■あなたは、性的少数者(LGBT等)に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。
(問23) ※複数回答

大分県調査よりも回答数が多く、特に「職場や学校、地域等で、誹謗中傷やいじめを受けること」と回答した人が最も多い結果となりました。



課題

性的少数者(LGBT等)に関する人権問題は様々であり、性的少数者(LGBT等)が安心して自己を表現できる環境づくりが求められます。

臼杵市性の多様性の尊重に関する条例

臼杵市では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様な在り方が尊重される社会の実現を推進するため「臼杵市性の多様性の尊重に関する条例」を制定しました。性別や性の在り方にとらわれず、一人ひとりが個性と能力を発揮しながら、その人らしく生きることができる社会の実現を目指していきます。

おおいたにじいろハンドブック

性の多様性について学ぶパンフレット「おおいたにじいろブック」。パンフレットを通じ、性の多様性や性的少数者(LGBT等)が抱える困りごとを知り、自分たちにできることを考えて行動につなげていきます。大分県ホームページ「こころちゃんのへや」にてご覧いただけます。



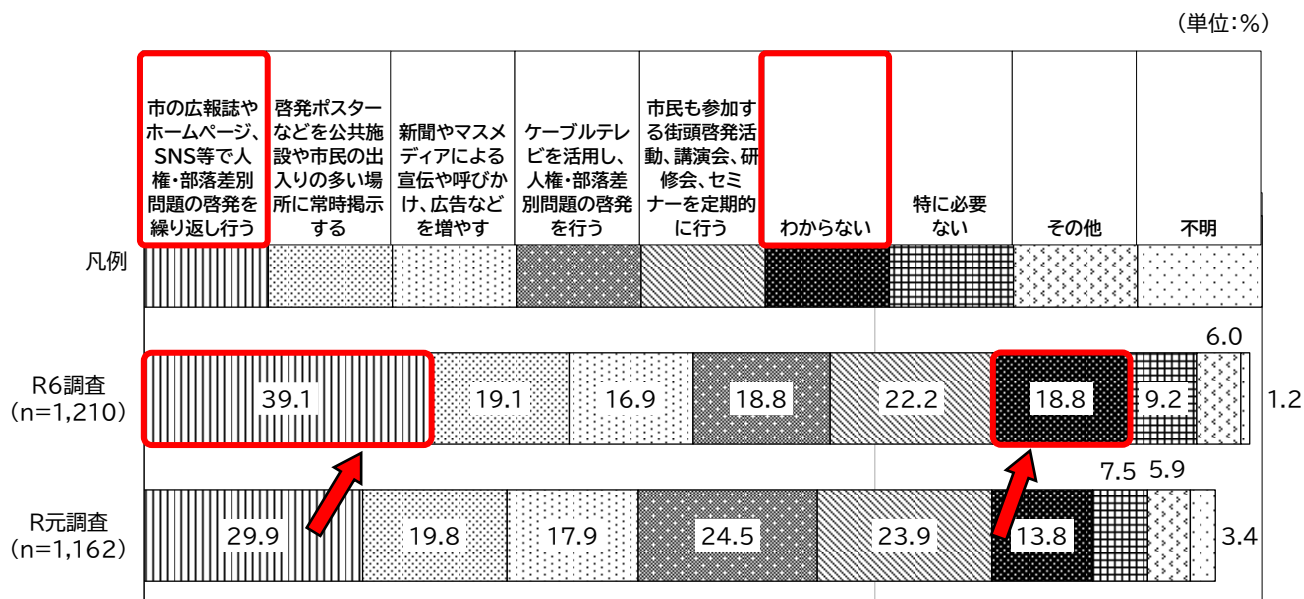
↓大分県ホームページ
「こころちゃんのへや」



6. 行政の取組について

■人権・部落差別問題に関する啓発活動の中でその効果を高めるために臼杵市はどのようなことに取り組むべきだと思いますか。(問29) ※複数回答

「市の広報誌やホームページ、SNS等で人権・部落差別問題の啓発を繰り返し行う」「わからない」と回答した人が前回調査よりも増加しています。



課題

職業や生活環境によって情報を受け取りやすい手段が異なることから、市民の属性に応じた効果的な啓発方法について検討する必要があります。

人権相談窓口のご案内

法務局にて、法務局職員や人権擁護委員が人権に関するご相談(人権相談)を受け付けています。

一人で悩まず、下記の番号へご連絡ください。

また、インターネットでも人権相談を受け付けています。

みんなの人権 110 番 電話:0570-003-110

インターネット人権相談

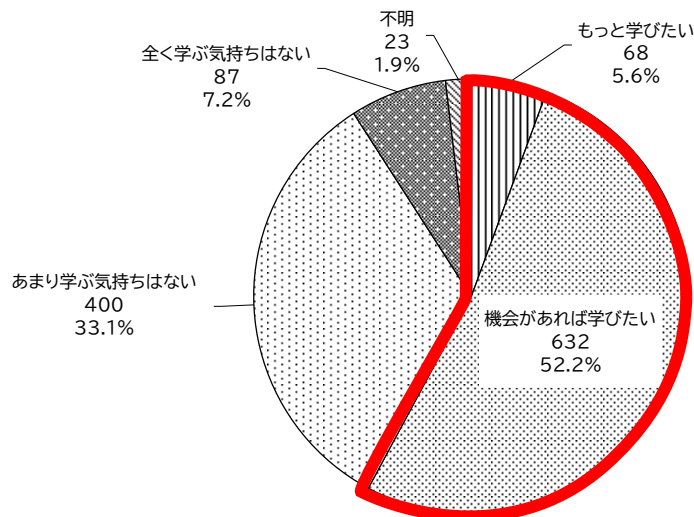
検索



7. 人権問題への学習意欲

■人権・部落差別問題について今後も学習したいと思いますか。(問30)

前回調査と比較すると、「女性をめぐる問題」(+7.5%)、「性的少数者(LGBT等)をめぐる問題」(+12.2%)、「外国人をめぐる問題」(+4.8%)の割合が増え、学習意欲が高くなっています。



6割近くの方が、「もっと学びたい」「機会があれば学びたい」と回答しており、学習意欲が高いことがわかります。

■学習したい人権問題について(上位10位のみ掲載)

【R6調査】

- ①障がい者をめぐる問題(42.9%)
- ②インターネットによる人権侵害(38.3%)
- ③女性をめぐる問題(34.1%)
- ④性的少数者(LGBT等)をめぐる問題(33.6%)
- ⑤部落差別問題(同和問題)(31.7%)
- ⑥子どもをめぐる問題(31.4%)
- ⑦高齢者をめぐる問題(23.1%)
- ⑧外国人をめぐる問題(19.9%)
- ⑨犯罪被害者やその家族をめぐる問題(18.1%)
- ⑩疫病をめぐる問題(15.9%)

【R元調査】

- ①障がい者をめぐる問題(43.8%)
- ②インターネットによる人権侵害(39.9%)
- ③部落差別問題(同和問題)(36.2%)
- ④子どもをめぐる問題(35.2%)
- ⑤高齢者をめぐる問題(28.3%)
- ⑥女性をめぐる問題(26.6%)
- ⑦性的少数者(LGBT等)をめぐる問題(21.4%)
- ⑧犯罪被害者やその家族をめぐる問題(20.5%)
- ⑨疫病をめぐる問題(15.6%)
- ⑩外国人をめぐる問題(15.1%)

課題

社会の変化に伴い、関心を集める人権問題も変化しています。女性の社会進出、インターネットの普及、多様性の尊重、外国人の増加などの社会的背景を踏まえ、今後は必要とされる情報を的確に発信し、市民の人権意識を高めていくことが求められています。

ごあんない

団体等が主催する
啓発・研修事業を
サポートします！

みなさまが自主的に行う研修のサポートを行います。ぜひお問い合わせください。



**人権に関する研修会をしたいので、
講師を派遣してもらえますか？**

臼杵市の人権啓発講師団の講師を無料で派遣します。
地域、企業、団体で実施する研修会へ派遣することができますので、ぜひお問い合わせください。



**人権に関する研修会をするのですが、
教材や機材を借りることはできますか？**

人権 DVD やビデオの貸出をしています。
再生に必要な機材の貸出もいたします。
(DVD・ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン等)
資料については、当課で準備いたします。
臼杵市のホームページからダウンロードも可能です。



人権に関するパンフレットや資料がほしいのですが。

部落差別解消推進・人権啓発課では、
様々な資料をご準備していますのでお問い合わせください。
一部の資料は、臼杵市のホームページからも
ダウンロードすることができます。



詳しくは、「部落差別解消推進・人権啓発課」へおたずねください。



0972-63-1111(内5600)